

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和2年4月4日 03時00分ごろ
発生場所	神奈川県川崎市川崎区浮島防波堤 川崎東扇島防波堤東灯台から真方位039° 1.4海里付近 （概位 北緯35° 30.7′ 東経139° 48.1′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>いさお</sup> 功丸は、航行中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和2年5月29日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 功丸、1.2トン
船舶番号、船舶所有者等	235-43376千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	本船 船首部外板に擦過傷 防波堤 不明
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、約8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進中、船長が、羽田空港の照明の明かりから離れて暗くなった辺りで、そろそろ右舷船首方に防波堤が見えてくると思い、右舷船首方に意識を向けていたところ、船首方約10mに防波堤が見え、機関を中立としたものの、防波堤に衝突した。 船長は、付近の航行経験を有し、本船のGPSプロッターの映像が消えたり、映ったりしていたので、目視による見張りを行っていた。
分析	本船は、船長が、GPSプロッターが不調な中、右舷船首方に防波堤が見えてくると思い、防波堤に同じ約8knの速力で接近したことから、船首方約10mに防波堤が見え、機関を中立としたものの、防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、GPSプロッターが不調な中、右舷船首方に防波堤が見えてくると思い、防波堤に同じ約8knの速力で接近したため、防波堤に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた海域であっても、防波堤等付近を航行する際には、船位を確認し、また、船位に不安がある場合には直ちに停止できる速力として慎重に操船すること。

	・GPSプロッターに不具合がある場合、速やかに修理すること。
--	--------------------------------